

## 陳述等に関する意向確認書

この書類は、地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、法定の要件を満たしていると認められた場合に行われる同条第7項の規定による証拠の提出および陳述、同条第8項の規定による陳述への立会い等に関する意向を確認するものです。

なお、請求の内容が法定の要件を満たしていない場合には、証拠の提出および陳述の機会は付与されませんので、ご承知おきください。

次の項目に「○」を付して、                      年      月      日までに提出してください。

1 証拠の提出について（地方自治法第242条第7項）

監査委員は、請求人に証拠の提出の機会を与えなければならないとされています。

ア 証拠の提出を希望する                      イ 証拠の提出を希望しない

2 陳述について（地方自治法第242条第7項）

監査委員は、請求人に陳述の機会を与えなければならないとされています。

ア 陳述を行う                      イ 陳述を行わない

※「イ 陳述を行わない」に○を付した場合は、「3 立会いについての（1）」及び「4 傍聴について」の記入は不要です。

3 立会いについて（地方自治法第242条第8項）

監査委員が必要があると認めたときは、請求人又は関係職員等から陳述の聴取を行う際、関係職員等又は請求人を立ち合わせることができます。

（1）請求人の陳述への立会い

ア 陳述の聴取に関係職員等が立ち会っても差し支えない

イ 陳述の聴取に関係職員等が立ち会うことを望まない

（2）関係職員等の陳述への立会い

ア 関係職員等の陳述の聴取に立ち会うことを望む

イ 関係職員等の陳述の聴取に立ち会わない

#### 4 傍聴について

監査委員が陳述の傍聴を認めたときは、陳述の聴取の立会人以外の者の傍聴が可能となります。

ア 陳述の聴取に立会人以外の者が傍聴しても差し支えない

イ 陳述の聴取に立会人以外の者が傍聴することを望まない

#### 5 監査結果の公表の際の個人情報の取扱いについて

監査結果が決定したときは、これを公表しなければならないとされています。

ア 監査結果の公表の際、請求人の個人情報を公表することを望まない

イ 監査結果の公表の際、請求人の個人情報について下記のとおり公表して差し支えない。

年 月 日

肝付町監査委員 あて

請求人

住 所：

氏名（自署）：